

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、認可保育所、汐入こども園、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

幼稚園、認可保育所、汐入こども園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

新制度未移行の私立幼稚園については、月額上限2.75万円です。

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

通園送迎費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。

給食費は、区独自の公費負担により、保護者負担はありません。

(注) 私立幼稚園は、月額7,500円上限です。

0歳から2歳までの子どもたちについては、第1子の年齢を問わず、第2子半額、第3子以降の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

幼稚園、認可保育所、汐入こども園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。

(注1) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

(注2) 企業主導型保育事業の無償化については、各保育所にご確認ください。

幼稚園の預かり教育・保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、事前に区から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育園の利用と同等の要件)があります。

幼稚園の利用に加え、月額1.13万円までの範囲で預かり教育・保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、事前に区から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。荒川区ホームページから必要様式をダウンロードの上、提出願います。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

(注3) 認可保育所等に申込みをした方で、既に保育の必要性の認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

(注4) 給付を受けるには、必要書類(領収書等)の提出が必要となりますが、手続き等詳細は別途ご案内します。

3歳から5歳クラスまでの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

認証保育所、家庭福祉員に月極で契約し通園している方については、上記の上限額と合算して、0～2歳クラスまでは最大で6.7万円(課税世帯含む)、3～5歳クラスまでは最大で6.0万円を補助する予定です(従来の認証保育所等保護者補助金を拡充)。

また、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設に月極で契約し通園している方は、上記認証保育所等と同様の考え方で補助する予定です(新規追加)。

延長保育料、行事費などは、無償化の対象外となります。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時保育事業、緊急一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

(注1) 認可外保育施設とは、認証保育所、家庭福祉員、認可外保育所、ベビーシッター等を指します。

(注2) ご利用の認可外保育施設等が無償化の対象となるかは、区ホームページに9月以降に掲載予定です。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問い合わせ先 荒川区役所 代表03-3802-3111

認可保育園に関すること: 保育課入園相談係(内線3825~3827、3847)

認可外保育園に関すること: 保育課保育管理係(内線3828、3844)

私立幼稚園に関すること: 子育て支援課管理調整係(内線3811、3812)

区立幼稚園・区立こども園に関すること: 学務課学事第一係(内線3332)